



フルハーネス型 墜落制止用器具 特別教育

労働安全衛生施行令及び労働安全衛生規則等が改正されました。

ポイント① 2022(令和4)年1月2日以降は、旧規格に基づき製造(販売)された安全帯(胴ベルト型およびフルハーネス型)は、使用できないこと。

ポイント② 墜落制止用器具(新規格)はフルハーネス型の使用を原則とすること。

ポイント③ 事業者は、高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に労働者を就かせるときは、特別の教育を行うこと。

対象 フルハーネス型を用いて行う作業に従事する人

日時

第1回 4月28日(木)	第6回 11月22日(火)
第2回 5月10日(火)	第7回 1月10日(火)
第3回 6月14日(火)	第8回 2月8日(水)
第4回 8月2日(火)	第9回 2月22日(水)
第5回 9月6日(火)	追加開催 5月31日(火)

9:00~17:00開催(受付開始8:30)詳細な日程は、ホームページをご確認ください。

特に人数の多い場合は、事業場に訪問して特別教育を実施することもできますので、ご相談ください。

内容

1. 作業に関する知識(1時間)
2. 墜落制止用器具に関する知識(2時間)
3. 労働災害の防止に関する知識(1時間)
4. 関係法令(0.5時間)
5. 墜落制止用器具の使用方法等(1.5時間)

受講料

会員料金(注)	一般料金	消費税
11,880円	13,200円	10%込

(注)会員とは中央労働災害防止協会賛助会員事業場のことです。

会場

中央労働災害防止協会
九州安全衛生サービスセンター3階
(福岡市博多区東光2丁目16-14)
TEL 092-437-1664

- ・JR博多駅筑紫口より徒歩約12分
- ・地下鉄東比恵駅4番出口より徒歩約10分
- ・受講生用の駐車場のご用意はありません

申込

研修ページ



Web申込み

